北海道道州制特別区域計画(骨子)についての意見募集結果

平成 19 年 2 月 13 日

北海道道州制特別区域計画(骨子)について、道民意見提出手続により意見を募集したところ、15件のご意見が寄せられました。

ところ、15件のご意見が寄せられました。 ご意見の要旨及びご意見に対する道の考え方については、次のとおりであり、皆様のご 意見を参考としながら、北海道道州制特別区域計画(案)を策定してまいります

#### 意見の概要

# 意見に対する道の考え方

- 〇全般に現行の法律や施行の移譲しか ない。今回制定された道州制特区推 進法の範囲内でしかない。
  - 今後の北海道独自の施策の創出 や、今回移譲を受けた以外の部分に ついてどうして行きたいかを検討、 提案する部分を強調してほしい。 経済や産業面の取り組み、方向性
- 〇計画案においては、「北海道の現状と課題」 を記載し、今後の北海道の自立的発展を目 指すことを明記した上で、今回移譲を受け る8項目をスタート台として、国の権限移 譲等を地方から提案できるという法的枠組 みを活用して、更なる権限移譲等を積み重 ねていきたいと考えております。
- ○今後福祉や教育といった部分をどの 財源(企業活動からの税収か個人へ の課税か)を持って運営して行くか を示した方が良い。

を具体的に出してほしい。

- 〇道州制特区推進法は、現に国が実施している事務、事業等と財源をセットで移譲できる仕組みであり、原則として財政中立と考えております。
- ○「何を委譲するか」ではなく、例外 を除き、「あらゆる権限」を委譲さ せる勢いで交渉すべきです。つまり、 軍事以外のあらゆる権限。例えば、 一部の外交や通貨の発行まで委譲さ せる気概で交渉すべきでしょう。
- 〇道州制特区推進法は、現行の法制度を前提 として将来の道州制導入の検討に資するため北海道を先行モデルとして広域行政を推 進するものであるが、将来的には、現と地 方の役割分担を抜本的に見直し、現在国が 担っている事務については、外交、防衛、 司法など、国が本来果たすべき役割に重が 化し、内政に関する事務は基本的に地方が 担うことを考えております。
- ○教育に関しては、あらゆる権限を求める。

例えば、アメリカや韓国では、「10歳の天才少年が大学に進学!」なんてことがあるわけですが、日本では起きない。だが、北海道では可能である、ということにもなるわけです。

る。 があるいは、従来型の一斉授業ではなく、プリントや(公文式のイ生の が習熟度にあわせて、どんどん高度 な勉強ができるようになる。それで また、それで浮いたマンパワーを より、 少人数の一斉授業に活用できること にもつながります。

オーストラリアなどでは、クラスの人数が25人を越えると、先生方は嫌がります。クラス分割となります。するとークラスは12,3人でしょう。

〇教育制度の見直しは、北海道ばかりでなく 日本全体にかかわる大きな課題となっていることから、現在、国において教育再生に向けた取組や義務教育に関する諸制度の見直しが検討されているところであります。 道としては、このような動向も踏まえながら北海道らしい教育について検討して参りたいと考えております。

| 意見の概要  | 意見に対する道の考え方  |
|--|--|
| でる う競の しすろ育くゆの 0 行 あきをのおいましまですというで、でた日。指で、かなすまを関とれて、が、でた日。はで、で、でた日。指しうッ野あだて、で、でた日。指でもので、ではではですながましまで、にはもなけましたが、には結びの教がうど、て育さいで、ではは、まは中ま、ち教おらう0で、が表に追権であるが、とは持らのでは、ながままを関よれらがしたがない。ののでは、ながまでもで、でた日。指で、でいじム関」ののでは、ながまでもで、では、は中ま、ち教おらう0で、なら、は中ま、ち教おらう0で、なら、とは中ま、ち教おらう0で、なら、とは中ま、ち教おらう0で、なら、とは中ま、ち教おらう0で、おきをは、とは、とは、とは、とは、とは、とは、とは、とは、とは、とは、とは、とは、とは |  |
| ○「広域的施策」の法律上の概念があいまい。<br>すなわち、その効果が現行の市町<br>村の区域を越えるような施策を指す<br>のか、または、現行の都道府県の区<br>域を越えるような施策を指すのか、<br>いずれか?  | ○「広域的施策」とは、北海団体によりには、北海団体には、北海団体にははいた時にはないのでは、北海団体にははいるが、大海団体にはがられるが、大海では、大海では、大海では、大海では、大海では、大海では、大海では、大海では                   |
| 〇調理師資格者資質向上、公費負担医療適切提供、鳥獣捕獲許認可円滑化、<br>商工会議所許認可円滑化の事務が広域的施策に該当するという合理的な<br>根拠を示すべき。   | 〇北海道は、国土の約5分の1を占め、自然、<br>経済、社会、文化等で独自の地方を形成す<br>る広域の地方であることから、「地域の実<br>情に即した公費負担医療等の適切な提供」<br>など計画に掲げた施策は広域的施策である<br>と考えております。 |
| ○調理師資格者資質向上、公費負担医療適切提供、鳥獣捕獲許認可円滑化、商工会議所許認可円滑化の事務が地方分権の推進、行政の効率化、北海道の自立的発展に適うという具体的な根拠と説明が必要。   | 〇計画案においては、今回国から移譲を受ける事務、事業等について、北海道が実施する広域的施策の内容や特定事務等が移譲される効果などについて明らかにするよう努めたいと考えております。                                      |

#### 意見の概要

# 意見に対する道の考え方

〇北海道の会計年度を現在の4月から 翌年3月末までなく1月から12月 に変更すべきと考えます。

現在の会計年度でしたら、新年度 が始まり、事務手続き等を経て事業 執行が早くて7月とかになり、遅い ものは秋も深くなって執行されてい ます。

工事施行で言えば、北海道の気候 条件の良い4月、5月、6月は工事 をやらずに、日暮れが早くなった秋 に工事を開始して、冬場の気温が下 がったり雪が降ったりする、悪条件 の時に余分な光熱費を使い、危険を 伴い工事を施工しています。

会計年度を1月から開始すること によって、3月までに事務作業や入 札を終え、季節の条件が良くなった 4月以降に順次、工事に着手すれば、 無駄な化石燃料の消費のない施工が 可能と考えます。自然の摂理にかりま った環境に優しい事業発注になりま す。

例えば、NPOに対する道の補助金交付についても、その事業内容にかかわらず、補助金の決定が10月末になり、雪が降り出し、事務もほぼ終了する11月から、どうして行えばいいものか?悩んだ経験があります。

会計年度の変更を実施することによる経済効果はサマータイムやウォ ームビズより多いと想定します。

「地域主権」「地域の実情」ということが道州制の目指すものであれば、2,000km以上離れた北海道と沖縄が同じ事業年度であることに無理があります。

この意見を実現するには、多くの 障害があると思いますが、所得税の 確定申告の年度は1月から12月で す。また企業会計年度は様々です。 こうした思い切った施策が出っない限り、「北海道の自立」というの は難しいのでは、と思っています。 〇会計年度は、地方財政計画をはじめ地方行 財政制度の根幹をなしていることから、そ の期間を変更するには、全国との財政調整 の上で課題がありますが、本道の気象条件 を踏まえた公共事業の円滑な執行や、住民 の目線に立った各種施策の推進に引き続き 努めて参りたいと考えております。

# 意見の概要

- 意見に対する道の考え方
- ○「市町村、道民の意見を頂きながら、 権限移譲を着実に推進」とあるがが、 そのトップ組織が国(道州制特区 進本部)の裁定が結論かと思うがら、 今回の本8項目をみても、各省庁の 抵抗が強く、抜本的移譲はできてい ないことから、官邸直結の組織ぐら くり、広域地方政府をつくるい の意気込みが必要ではないか。
- 〇内閣総理大臣を本部長とし、全閣僚がメン バーとなる道州制特区推進本部に北海道知 事が全国知事会の推薦する都府県知事とと もに参与として参画できる仕組が制度的に 担保されたことから、これを十分活用して、 地方の意見を国政に反映できるよう努めて 参りたいと考えております。
- 〇現在 560 万人の道民は、2030 年には 460 万人と推定され、そのうち札幌は今の 190 万人がほぼ変わらないと推定され、札幌を含む道央圏が200 万人以上になり、場合によっては、道内人口の 40% を超える。

は、道内人口の40%を超える。 この現実の中で、高齢化、都市集中を踏まえ、長期的なヴィジョンの下で案をつくるべき。結論的には札幌市の位置付けは無視できず、政令指定都市である札幌市との連携が必須条件と考える。 〇計画案では、「地域の活性化など、広域分散型社会である北海道が抱えている行政記題は、さらに広域行政の重要性が高まる5年後、10年後の我が直面する課題を含んでおり、北海道をデルとした先行的な検討が求めら道民のとを明記したところであり、広したいと考えております。

えております。 また、札幌市とは、これまでも、「道州 制及び道州制特区に関する北海道・札幌市 行政実務者協議会」などを通じて、意見交 換を行ってきたところであり、引き続き、 十分に連携して取組を進めて参りたいと考 えております。

○経済の活性化について、特に一次産業(農業、漁業等)の生産量アップ、 品質向上は当然であるが、これに付加価値をつける二次産業化に注目したい。

牛乳よりバター、チーズ、魚より 水産加工物があるが、北海道の大き な柱となる取組に対する助成につい て対象としてほしい。....

日本の基幹産業は、鉄鋼、自動車を中心とする輸出産業であり、特に自動車は部品メーカをはじめ、外注依存度が高く、労働集約産業である。家電、プラズマ等 IT 産業も大きな産業である。こうした基幹産業に向いても、更なる力を官と民にお願いする。

IT 産業の更なる拡大のため、また、バイオ関連についても、産学の協業が重要であり、これらが大きな柱となるようお願いしたい。

○本道経済の活性化は、道政上の重要課題であるが、二次産業化に対する施策としては、 ①予算、②法令の運用、③法令の改正など、総合的に判断する必要がありますが、道州制特区推進法は、③のツールであり、広く道民の皆様からの具体的な提案をお願いしたいと考えております。

たいと考えております。 道としては、今後、道民の皆様からいただいたご意見、ご提言をもとに、本道経済の活性化につながる新たな提案をとりまとめて参りたいと考えております。

〇都市再生の取組は人口減、人口集中、 市町村合併の中で大きな役割を果た す。

まちづくり3法が成立した現在、 道庁、支庁、市町村、NPO、大学、 商工会が各々タスクフォース(特別 作業班)をつくるなど、現実的な組 織づくりをお願いしたい。 〇まちづくりの取組として国、道、市町村、 経済団体、NPO、大学等で構成された「北 海道地域中心市街地活性化協議会」におい て、情報提供や勉強会等の開催を行ってい るところです。ご意見については、今後の 取組の参考とさせていただきます。

| 音目 | の概     | 更  |
|----|--------|----|
| 忈兀 | 、レノイルン | ᅜᅑ |

# 意見に対する道の考え方

〇都市再生は、従来の中心市街地活性 化法等の再開発の手法は限界があ り、本当の民意に沿っているか疑問 がある。

ついては、民間の力をベースに、 リスク、ファイナンス、ディベロッ パーを SPC (特定目的会社) で構 築し、それに官が規制緩和、インフ ラ整備等の措置を行うことが必須条 件であると思う。 〇改正された中心市街地活性化法では、まち づくり会社及び商工会等が中心市街地活性 化協議会を組織し、民間の力を活用するこ とや基本計画の作成にあたり関係者、住民 等も参加し意見が反映される仕組みとなっ ておりますので、このような仕組みを活用 し、まちづくりにあたっての住民意見の 映がなされるものと考えております。

○観光産業は、エアラインや旅客業者 の利益のみならず、ホテル、飲食、 土産等により大きな付加価値を生み 出す。

ー ヨサコイ、雪まつり、ライラック 祭り、大通り夏祭り等があるが、更 なる柱はできないか。

スイス、チューリッヒの国際会議場は世界的に利用され、人が集まり、大きな文化、観光につながっている。厚生年金会館は直接道州制とは関連ないかも知れないが、ホール、博物館についても大いに議論し、結論に向けて努力すべき。

〇ご提案の趣旨については、現行制度でも対応可能であると考えております。 なお、厚生年金会館については、どのよ

うな形態が有効なのか、慎重に検討すべき 問題であると考えております。

〇北海道開発局の問題がクローズアップされるなど、まだ先の課題かも知れないが、道、札幌市、開発局(国土交通省)、シンクタンク、道民などで議論し、道民の総意として投入とで議論、それに見合う人的投入という選択と集中の話をしなければならないタイミングがくる。

〇計画においては、「国から道、道から市町村への権限等の移譲や国の規制・関与の縮小についての国への働きかけなど、地方分権に向けた取組を通して、重複行政を解消し、国、道、市町村の適切な役割分担の下、国地方を通じた行財政運営の簡素・効率化に努める」ことを明記したところです。

#### 問い合わせ先

企画振興部地域主権局参事(道州制グループ) 電話 011-231-4111 内線 23-320